

令和7年(2025年)6月6日

議 会 運 営 委 員 会 議 題

1 新たに受理した陳情とその取扱いについて

2 本会議の運営について

○議事日程（別紙1）

○議事の順序（別紙2）

3 その他

（1）令和7年第4回定例会の日程について

（2）その他

資料 1

令和 7 年(2025年) 6 月 6 日

議 会 運 営 委 員 会 資 料

新たに受理した陳情とその取扱いについて

(1) 3月5日までに受理した陳情の取扱いについて

○第 1 9 号陳情 中野サンプラザ広場は、区直営で運用する事を求める陳情
(総務委員会)

○第 2 2 号陳情 中野区民による区政の評価制度の要望について
(総務委員会)

○第 2 3 号陳情 中野区民の空気を読めない酒井区長給料アップ第 1 5 号議案可決について

(2) 5月26日までに受理した陳情の取扱いについて

○第 2 4 号陳情 区役所・サンプラザ跡地再開発について
(中野駅周辺整備・西武新宿線沿線まちづくり調査特別委員会)

○第 2 5 号陳情 中野区の「お知らせ掲示板」について
(総務委員会)

○第 2 6 号陳情 中野区と職業訓練校との提携について

○第 2 7 号陳情 区役所の備品購入時の見積もりを依頼する業者の見直しについて

○第 2 8 号陳情 中野サンプラザ未使用期間を活用したキクラゲ栽培事業の実施について

- 第29号陳情　なかの区議会のホームページが更新された際のお知らせ機能について
(議会運営委員会)
- 第30号陳情　「特定商取引法の見直しと抜本的な改正を求める意見書」の提出を求める陳情
(区民委員会)
- 第31号陳情　中野区立図書館指定管理者の選定について
(子ども文教委員会)
- 第32号陳情　政党機関紙の庁舎内勧誘行為における庁舎管理規則の徹底を求める陳情書
- 第33号陳情　中野区内小・中学校の校庭の人工芝を順次、より環境負荷及び健康被害の少ない舗装に切替えを求める陳情
(子ども文教委員会)
- 第34号陳情　中野サンプラザ修繕費調査願いについての陳情
(中野駅周辺整備・西武新宿線沿線まちづくり調査特別委員会)
- 第35号陳情　「中野駅新北口駅前エリア再整備事業計画」(2020年策定)の見直しを求めることについて
(中野駅周辺整備・西武新宿線沿線まちづくり調査特別委員会)
- 第36号陳情　中野駅新北口駅前エリア再整備事業の再検討に際し独立性のある専門委員会を設けるべきことについて
(中野駅周辺整備・西武新宿線沿線まちづくり調査特別委員会)

○第３７号陳情 中野サンプラザは、公正な調査による修繕費を求める陳情
(中野駅周辺整備・西武新宿線沿線まちづくり調査特別委員会)

○第３８号陳情 丸山塚公園再整備事業について
(建設委員会)

別紙 1

議 事 日 程

令和7年(2025年)6月6日午後1時開議

日程第1

- 第54号議案 令和7年度中野区一般会計補正予算
- 第55号議案 (仮称)中野四丁目新北口駅前地区第一種市街地再開発事業の事業推進に関する基本協定の解除について
- 第56号議案 株式会社まちづくり中野21の株主総会における議決権の行使について
- 第57号議案 昭和区民活動センター新築等工事請負契約
- 第58号議案 清掃車の買入れについて
- 第68号議案 中野区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 第69号議案 中野区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 第70号議案 令和小学校跡施設内装改修等工事請負契約
- 第71号議案 平和の森小学校校舎新築等工事請負契約

日程第2

- 第59号議案 住居表示に関する条例の一部を改正する条例
- 第60号議案 中野区特別区税条例の一部を改正する条例
- 第61号議案 中野区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

日程第3

- 第62号議案 中野区障害者福祉作業施設条例等の一部を改正する条例

日程第4

- 第63号議案 中野区集合住宅の建築及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第64号議案 中野区自転車駐車場条例の一部を改正する条例
- 第65号議案 中野区空家等対策審査会条例

日程第5

- 第66号議案 中野区保育所保育料等の徴収等に関する条例の一部を改正する条例
- 第67号議案 中野区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例
- 第72号議案 中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

日程第6

議会の委任に基づく専決処分について

○議事の順序（令和7年6月6日）

（1）開議

（2）一般質問

（11名。いのつめ正太議員、山内あきひろ議員、斉藤ゆり議員、武井まさき議員、
むとう有子議員、石坂わたる議員、小宮山たかし議員、吉田康一郎議員、
立石りお議員、斉藤けいた議員、井関源二議員）

（3）日程第1、第54号議案から第58号議案まで及び第68号議案から第71号議案までの 計9件

※一括上程、理事者の説明、質疑、委員会付託（総務）

（第68号議案及び第69号議案の計2件については、特別区人事委員会の意見を聴取した
ので、その写しにより、議長から報告する。）

（4）日程第2、第59号議案から第61号議案までの計3件

※一括上程、理事者の説明、質疑、委員会付託（区民）

（5）日程第3、第62号議案「中野区障害者福祉作業施設条例等の一部を改正する条例」

※上程、理事者の説明、質疑、委員会付託（厚生）

（6）日程第4、第63号議案から第65号議案までの計3件

※一括上程、理事者の説明、質疑、委員会付託（建設）

（7）日程第5、第66号議案、第67号議案及び第72号議案の計3件

※一括上程、理事者の説明、質疑、委員会付託（子ども文教）

（第72号議案については、特別区人事委員会の意見を聴取したので、その写しにより、
議長から報告する。）

(8) 日程第6、議会の委任に基づく専決処分について

(9) 陳情の取下げについて(1件)

(10) 陳情の特別委員会への付託(付託件名表Ⅰ)

(11) 陳情の常任委員会及び議会運営委員会への付託(付託件名表Ⅱ)

(12) 散会

資料 2

7 特人委給第 144 号
令和 7 年 6 月 4 日

中野区議会議長
森 たかゆき 様

特別区人事委員会
委員長 松原 忠義
(公印省略)

「職員に関する条例」に対する特別区人事委員会の意見聴取について（回答）

令和 7 年 5 月 28 日付 7 中議第 439 号により意見聴取のあった下記条例案については、異議ありません。

記

- 第 68 号議案 中野区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 69 号議案 中野区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 72 号議案 中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

資料 3

7 中 総 総 第 7 6 7 号
令和 7 年（2025年）6 月 2 日

中野区議会議長

森 た か ゆ き 様

中野区長 酒 井 直 人

議会の委任に基づく専決処分について（報告）

和解について、議会の委任に基づき下記のとおり専決処分をしたので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により報告します。

記

1 和解（示談）当事者

甲 三鷹市民

乙 中野区

2 事故の表示

(1) 事故発生日時

令和 6 年（2024 年）12 月 10 日午後 1 時 55 分頃

(2) 事故発生場所

東京都杉並区大宮一丁目 2 番先方南通り路上

(3) 事故発生状況

乙の職員が、ごみの運搬作業を終えて中野区清掃事務所南中野事業所へ帰庁するため、乙車で方南通りの右車線を東方面に向かって走行していたところ、その左車線に停車していた甲車が発進し、右車線に進入した際、甲車の右側前部が乙車の左側側面に接触した。この事故により、乙車の左側サイドバンパー等が破損した。

3 和解（示談）条件

(1) 乙は、本件事故により、乙車の修理費の合計 849,442 円の損害を被った。

(2) 甲は、上記損害額について乙に対し賠償する義務があることを認め、本件示談成立後、乙の指定する方法で支払う。

(3) 以上のほか、本件事故に関し、甲と乙との間には、何らの債権債務がないことを確認する。

4 和解（示談）成立の日

令和 7 年（2025 年）5 月 23 日

※ この文書は、個人情報への配慮から個人が特定できるおそれのある記載について一部変更しています。

資料 4

令和 7 年 第 2 回 定 例 会
令和 7 年 6 月 6 日 付 託

陳 情 付 託 件 名 表 (Ⅰ)

《中野駅周辺整備・西武新宿線沿線まちづくり調査特別委員会付託》

- 第 2 4 号陳情 区役所・サンプラザ跡地再開発について
- 第 3 4 号陳情 中野サンプラザ修繕費調査願いについての陳情
- 第 3 5 号陳情 「中野駅新北口駅前エリア再整備事業計画」(2020年策定)の見直しを
求めることについて
- 第 3 6 号陳情 中野駅新北口駅前エリア再整備事業の再検討に際し独立性のある専門委員
会を設けるべきことについて
- 第 3 7 号陳情 中野サンプラザは、公正な調査による修繕費を求める陳情

陳 情 付 託 件 名 表 (Ⅱ)

《総務委員会付託》

- 第 1 9 号陳情 中野サンプラザ広場は、区直営で運用する事を求める陳情
- 第 2 2 号陳情 中野区民による区政の評価制度の要望について
- 第 2 5 号陳情 中野区の「お知らせ掲示板」について

《区民委員会付託》

- 第 3 0 号陳情 「特定商取引法の見直しと抜本的な改正を求める意見書」の提出を求める
陳情

《建設委員会付託》

- 第 3 8 号陳情 丸山塚公園再整備事業について

《子ども文教委員会付託》

第31号陳情 中野区立図書館指定管理者の選定について

第33号陳情 中野区内小・中学校の校庭の人工芝を順次、より環境負荷及び健康被害の少ない舗装に切替えを求める陳情

《議会運営委員会付託》

第29号陳情 なかの区議会のホームページが更新された際のお知らせ機能について

第2回定例会一般質問時間一覧

参 考
令和7年(2025年)6月5日現在

会 派 等 会派等持ち時間	分 A	氏 名	予定 B	残時間 ※ C	実績 D	個人・時間差 B(C)-D	会派等・時間差 A-D
立憲・国民・ネット・無所属議員団 2時間56分	176	中村 延子	40		36	4	
		酒井 たくや	40	44	43	1	
		間 ひとみ	32	33	35	-2	
		いのつめ 正太	32	30			
		斉藤 ゆり	32				
自由民主党議員団 2時間8分	128	伊藤 正信	40		37	3	
		加藤 たくま	30	33	31	2	
		高橋 かずちか	20	22	19	3	
		山内 あきひろ	20	23			
		武井 まさき	18				
公明党議員団 1時間52分	112	平山 英明	38		39	-1	11
		甲田 ゆり子	37	36	32	4	
		木村 広一	37	41	30	11	
日本共産党議員団 1時間20分	80	広川 まさのり	40		41	-1	3
		いさ 哲郎	40	39	36	3	
都民ファーストの会中野区議団 48分	48	大沢 ひろゆき	28		28	0	2
		内野 大三郎	20	20	18	2	
無所属 16分	16	むとう 有子	16				
無所属 16分	16	石坂 わたる	16				
無所属 16分	16	小宮山 たかし	16				
無所属 16分	16	吉田 康一郎	16				
無所属 16分	16	立石 りお	16				
無所属 16分	16	斉藤 けいた	16				
無所属 16分	16	井関 源二	16				
合計(10時間56分)	656	24人	656		425		

※「残時間」は、会派等持ち時間から前の質問者の実績時間を引いた実質的な残り時間。

※議場での残り時間表示は「残時間」により行う。

※「実績（D）」は、各人の実績の秒単位を切り捨てた時間で表示。

資料 5

令和7年 第4回定例会日程表（第1案）

<会期16日間 11月25日～12月10日>

月	日	曜	午 前	午 後
11月	11日	火		1 議会運営委員会
	12日	水		
	13日	木		5 請願・陳情締切
	14日	金		
	15日	土		
	16日	日		
	17日	月		1 議会運営委員会
	18日	火		5 一般質問通告締切
	19日	水		
	20日	木		
	21日	金		
	22日	土		
	23日	日	勤 労 感 謝 の 日	
	24日	月	（ 振 替 休 日 ）	
	25日	火	11 議会運営委員会	1 本会議(一般質問) 5 請願・陳情締切
	26日	水	11 議会運営委員会	1 本会議(一般質問)
	27日	木	11 議会運営委員会	1 本会議(一般質問、議案上程)
	28日	金		
	29日	土		
	30日	日		
12月	1日	月		1 常任委員会
	2日	火		1 常任委員会
	3日	水		1 常任委員会
	4日	木		1 特別委員会（駅周・沿線特）
	5日	金		1 特別委員会（SWC特）
	6日	土		
	7日	日		
	8日	月		1 特別委員会（防災特）
	9日	火	（ 事 務 整 理 日 ）	
	10日	水	10 議会運営委員会	1 本会議(議案等議決)

資料 6

令和7年 第4回定例会日程表（第2案）

<会期16日間 11月25日～12月10日>

月	日	曜	午 前	午 後
11月	11日	火		1 議会運営委員会
	12日	水		
	13日	木		
	14日	金		5 請願・陳情締切
	15日	土		
	16日	日		
	17日	月		
	18日	火	11 議会運営委員会	5 一般質問通告締切
	19日	水		
	20日	木		
	21日	金		
	22日	土		
	23日	日	勤 労 感 謝 の 日	
	24日	月	(振 替 休 日)	
	25日	火	11 議会運営委員会	1 本会議(一般質問) 5 請願・陳情締切
	26日	水	11 議会運営委員会	1 本会議(一般質問)
	27日	木	11 議会運営委員会	1 本会議(一般質問、議案上程)
	28日	金		
	29日	土		
	30日	日		
12月	1日	月		1 常任委員会
	2日	火		1 常任委員会
	3日	水		1 常任委員会
	4日	木		1 特別委員会(駅周・沿線特)
	5日	金		1 特別委員会(SWC特)
	6日	土		
	7日	日		
	8日	月		1 特別委員会(防災特)
	9日	火	(事 務 整 理 日)	
	10日	水	10 議会運営委員会	1 本会議(議案等議決)

刑事訴訟法における再審規定（再審法）の改正を求める意見書（案）

罪を犯していない人が、誤った捜査、裁判によって自由を奪われ、仕事や家庭を失い、甚だしい場合は死刑によって生命さえ奪われる。冤罪は、最大の人権侵害であり、速やかに救済されなければならない。

再審とは、罪を犯していない冤罪被害者を救済するために、一定の要件の下で裁判のやり直しを認める制度である。その手続を定めた法律が刑事訴訟法中の「第4編 再審（第435条～第453条）」であり、再審法と呼ばれているが、僅か19条しかなく、冤罪被害者救済の最終手段であるにもかかわらず、1949年（昭和24年）に現行刑事訴訟法が施行されて75年以上経過するも一度も改正されず、様々な問題が生じている。

特に大きな問題となっているのが、再審における証拠開示である。再審請求では、無実を主張する請求人と弁護側から新規、明白な無実の証拠を提出することが法的に求められているが、証拠のほとんどは強制捜査権を持つ警察、検察の手中にある上に、それら証拠を開示する義務はないとして、無実の証拠が隠されたまま有罪判決が確定する事例も多数存在する。

2024年9月、静岡地方裁判所で再審無罪判決が確定した袴田事件では、無罪の決め手となった証拠は再審を申し立ててから29年後となる2010年まで隠されていた。このようなことが許されるのは、再審における証拠開示について何一つルールがないからである。

さらに、再審開始決定に対する検察官の不服申立てにより、冤罪被害者救済に遅滞が生ずる事態となっている。近年では、再審開始決定を認める裁判所の決定に対して、検察官が最高裁判所へ特別抗告を行い、その結果、長期間にわたって再審開始決定が確定しない状況になった事件が複数ある（松橋事件、大崎事件、湖東記念病院事件など）。再審事件の長期化は冤罪被害者本人や親族らの高齢化にも直結し、場合によっては再審公判の決定を待たずに死亡に至るケースもある。冤罪被害者の早期救済を実現するためにも、検察官の不服申立ての在り方を検討し、是正する必要がある。

「えん罪被害者のための再審法改正を早期に実現する議員連盟」は5月28日、国会内で総会を開き、改正条文案について大筋で了承し、第217回国会中に議員立法による法案を提出し、成立させる方針を確認した。

よって、中野区議会は、国会及び政府に対し、下記の事項を含んだ再審法の迅速な改正を求める。

記

- 1 再審請求手続における証拠開示の制度化を図ること。
- 2 再審開始決定に対する検察の不服申立てについて見直しを図ること。
- 3 再審における手続の整備を図ること。
- 4 議員立法にて早急に成立を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

年 月 日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 あて

法務大臣

内閣官房長官

中野区議会議長名

イスラエルによる新たなガザ地上作戦の即時中止のための外交努力を求める
意見書（案）

イスラエル軍は5月18日、パレスチナ・ガザ地区への大規模地上作戦を再開しました。これは、イスラエルが1月の停戦合意を破って以来、攻撃と支援物資の搬入阻止を続けているもとで、ジェノサイド（集団殺害）を新たな段階にエスカレートさせるものです。

国連総会は昨年9月、イスラエルによる長年のパレスチナ占領政策を国際法違反と断じた国際司法裁判所（ICJ）の勧告的意見を受け、イスラエルに占領政策の1年以内の終結を求め、加盟国にはイスラエルへの武器輸出、違法入植地からの輸入の禁止など、非軍事的措置・制裁の実施を呼びかける決議を採択しました。日本政府はこの国連決議に賛成しており、石破首相は日本は「法の支配に基づく国際秩序を堅持」と述べてきました。

よって、中野区議会は、政府に対し、イスラエルによる新たなガザ地上作戦の即時中止を求める外交努力を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

内閣総理大臣

外務大臣 あて

内閣官房長官

中野区議会議長名

企業・団体献金全面禁止の法制化を求める意見書（案）

企業・団体献金を巡っては昨年の臨時国会で結論を見いだせず、与野党は「今年３月末までに結論を得る」と申し合わせてきました。しかし、３月に始まった国会審議で「企業・団体献金を存続させたうえで透明化を高める」、「企業・団体献金を原則禁止する」、「企業・団体献金を禁止しても個人献金や政治団体からの迂回献金が防げない」など意見の隔たりは埋まらず、４月以降も議論は停滞しています。そして現在、企業・団体献金を巡る政治資金規正法の改正が、今国会でも先送りされる公算が大きくなっています。

企業・団体献金は金権腐敗事件の温床となってきました。そうした事実に対して、国民は厳しい批判の目を向けており、２０２４年４月に行われた朝日新聞の世論調査では、企業・団体献金について「利益誘導につながりかねないから、認めない方がよい」が７９％に上りました。そもそも企業・団体献金は、政策がゆがめられたり、政治家と企業との癒着を生んだりする懸念を払拭するため、３０年前の「平成の政治改革」で、政党交付金を導入するの代わりに見直しが決まったものです。それにもかかわらず、抜本改革は実行されずにきており、このまま現状を温存することは政治の怠慢であり、許されるものではありません。

よって、中野区議会は、国会及び政府に対し、企業・団体献金全面禁止の法制化を求めます。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
総務大臣
内閣官房長官

中野区議会議長名